

【尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会委員名簿】

(任期:令和4年2月14日から令和5年10月31日)

	氏名	役職名等
会長	藤本 真里 フジモト マリ	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
副会長	赤澤 宏樹 アカザワ ヒロキ	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授

	新穂 喜久 アラ モミ ヨシヒサ	あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会 幹事
	上田 萌子 ウエダ モエコ	大阪公立大学大学院 農学研究科 緑地環境科学専攻 准教授
	北山 耕司 キタヤマ コウジ	日本製鉄(株) 関西製鉄所 総務部 尼崎総務室長
	清水 邦子 シミズ クニコ	尼崎花のまち委員会 副会長
(御欠席)	新保 奈穂美 シンボ ナオミ	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 講師 (兼 淡路景観園芸学校 景観園芸専門員)
	鈴木 久美子 スズキ クミコ	尼崎市防災会議 委員、NPO法人子どものみらい尼崎 理事
	中岡 穎雄 ナカオカ サダオ	NPO 人と自然とまちづくりと 理事長
	長岡 雅美 ナガオカ マサミ	武庫川女子大学 健康・スポーツ学科 教授
	西村 昌浩 ニシムラ マサヒロ	兵庫六甲農業協同組合 尼崎地区担当理事
	本多 由憲 ホンダ ヨシノリ	公益財団法人 尼崎緑化公園協会 課長

(五十音順:敬称略)

尼公計第198号

令和4年7月4日

尼崎都市計画審議会公園緑地分科会

会長 藤本 真里様

尼崎市長

稻村 和美



尼崎市緑の基本計画の改定について（諮問）

尼崎市は、緑のまちづくりの目標及び方針として、「尼崎市緑の基本計画」を平成26年に改定し、この計画に基づき緑化の保全や推進に関する事業に取り組んできました。

現行の計画は、令和5年度までを計画期間としておりますが、この間、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の社会潮流の変化によって、公園・緑地に対する意識やニーズが変化しています。

また、上位計画である「第6次尼崎市総合計画」が令和4年度に策定されるほか、「尼崎市都市計画マスタープラン」及び「尼崎市立地適正化計画」並びに「尼崎市環境基本計画」が令和5年度に改訂される予定であり、これらの計画と整合を図りながら、今後の本市の緑のまちづくりの方向性を定める必要があります。

こうしたことから、本市の緑を取り巻く課題に対応するとともに、緑を活用したまちづくりの推進に寄与することをめざして、計画を改定することとしました。

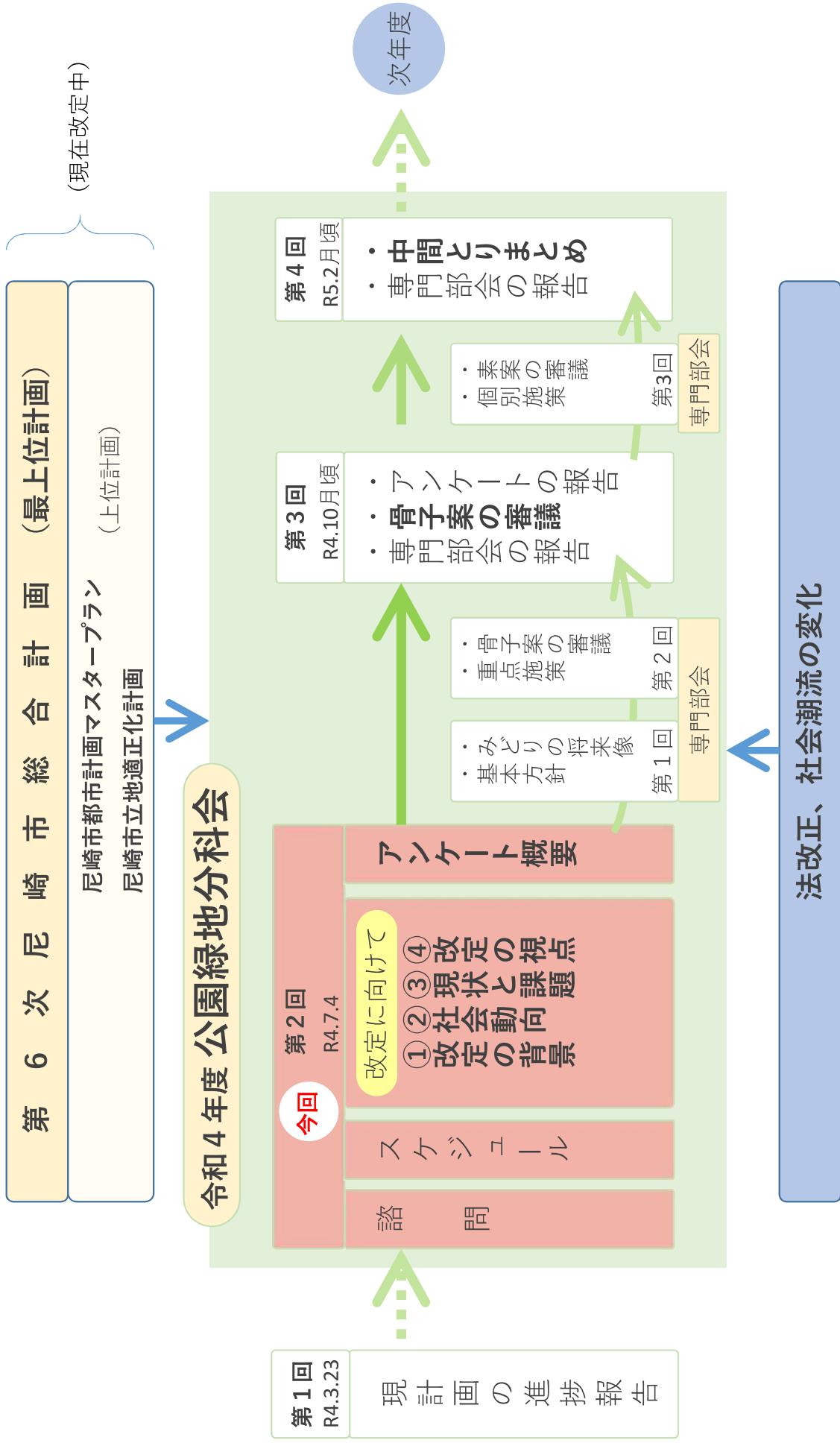
そこで、本市の緑の基本計画の改定にあたって、幅広い分野のご意見を貴分科会から伺いたく、計画の改定について諮問いたします。

以上

[公園計画・21世紀の森担当]

令和4年度公園緑地分科会の進め方（案）

令和4年7月4日 第2回尼崎市公園緑地分科会 資料1



尼崎市緑の基本計画の改定

改定に向けて

1 改定の概要	1
(1) 背景及び趣旨	1
(2) 計画期間	1
(3) 本計画が対象とする緑	2
2 緑を取り巻く社会動向	3
(1) 関係法令の改正	3
(2) 社会潮流の変化	4
(3) 上位計画の改定	5
(4) 本市の人口動態	6
3 本市の緑を取り巻く現状と課題	8
(1) 本市の緑の沿革	8
(2) 都市公園について	9
(3) 街路樹について	12
(4) その他	13
4 改定の視点（目指すべき方向性）	15
(1) 第6次尼崎市総合計画における5つのありたい姿	15
(2) 公園・緑地の利活用の促進	15
(3) 公園・緑地の整備・維持管理の方針	16
(4) 今後の街路樹のあり方の方向性	17
(5) その他	17

1 改定の概要

(1) 背景及び趣旨

- 緑のまちづくりの目標及び方針を定めている現行の『尼崎市緑の基本計画』(平成26年7月策定)は、令和5年度に目標年次に到達します。
- この間、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の社会潮流の変化によって、公園・緑地に対する意識やニーズが変化しています。
- 本市は、現行の緑の基本計画において、これまでの「つくる」から「緑の質を高める」へ考え方を転換しており、今後も、今ある緑を有効活用しながら、まちの緑の価値を高めるなど、「緑の質を高める」取組みを着実に進めていくことが必要です。
- 一方、上位計画である「第6次尼崎市総合計画」が令和4年度中に策定予定であるほか、「尼崎市都市計画マスタープラン」及び「尼崎市立地適正化計画」並びに「尼崎市環境基本計画」が、令和5年度に改定される予定です。
- こうしたことから、上位計画に即しつつ、これまでの緑化の保全や推進に関する事業や施策、取組などを評価し、課題等を整理・分析した上で、緑の将来像や市民の意向等を踏まえたうえで、令和5年度に「(仮称)尼崎市緑の基本計画」(以下「本計画」という。)の改定を行う必要があります。

(2) 計画期間

- 本計画は、第6次尼崎市総合計画の策定翌年度である令和6年度を計画初年度とします。
- また、尼崎市都市計画マスタープラン及び尼崎市立地適正化計画の目標年次に合わせ、今後おおむね10年間で取り組む緑のまちづくりの方針を定めるものとします。
- 以上から、令和6年度(2024年)から令和15年度(2033年)までを本計画の計画期間とします。

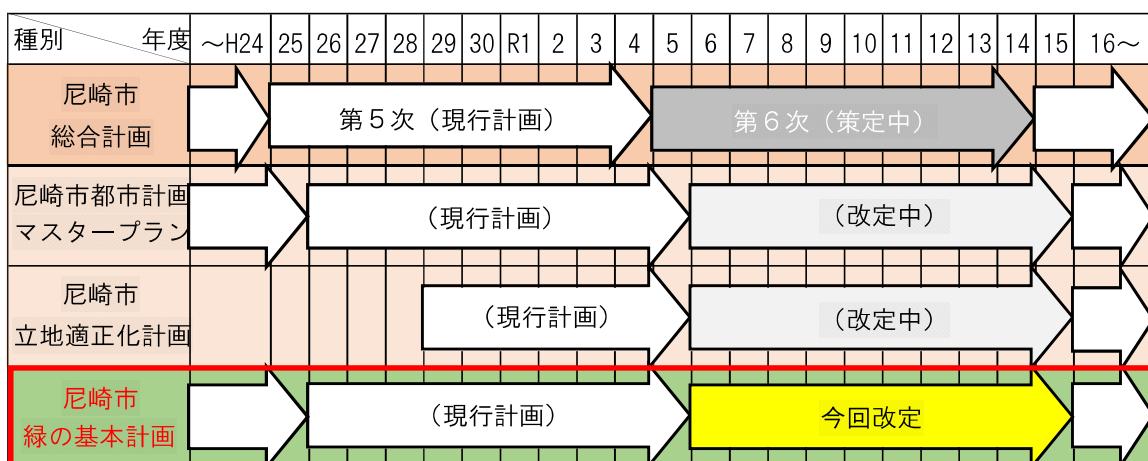


図 1-1 計画期間

(3) 本計画が対象とする「緑」

本計画が対象とする「緑」とは、現行計画と同様に、公有地・民有地を問わず、以下を総称した緑空間全体を「緑」とよぶこととします。

【緑の例】都市公園、街路樹、河川、田畠、学校のグラウンド、屋上緑化など



図 1-2 本計画における緑の概念図

2 緑を取り巻く社会動向

(1) 関係法令の改正

- 現行計画期間中（平成26年度～令和5年度）に、以下の内容で都市公園法や都市緑地法が改正されています。
- 本計画では、これらの趣旨を踏まえる必要があります。

●都市緑地法等の一部

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題　－ 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題　－ 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 - ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界

…「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

法案の概要

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】
<ul style="list-style-type: none">○都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）○民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設<ul style="list-style-type: none">－収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定－設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和等－民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施<ul style="list-style-type: none">（予算）広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】（予算）広場等の整備に対する助成○公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）○公園の活性化に関する協議会の設置	<ul style="list-style-type: none">○民間による市民緑地の整備を促す制度の創設<ul style="list-style-type: none">－市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定<ul style="list-style-type: none">（税）固定資産税等の軽減（予算）施設整備等に対する補助○緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充<ul style="list-style-type: none">－緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加▶ 市民緑地（イメージ）	<ul style="list-style-type: none">○生産緑地地区の一律500m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300m²を下限） 〔（税）現行の税率特例を適用〕○生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子○新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）
地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実		
○市区町村が策定する「 緑の基本計画 」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 － 都市公園の管理 の方針、農地を緑地として政策に組み込み 【都市緑地法】		

図 2-1 改正された関係法令（国交省資料）

(2) 社会潮流の変化

本計画では、以下のような社会潮流の変化を踏まえる必要があります。

- 人口減少社会の進行と人口動態の変化
- 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化
- 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり
- デジタル化の進展
- 産業構造・労働環境の変化
- 災害対策など安全・安心への意識の高まり
- 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常

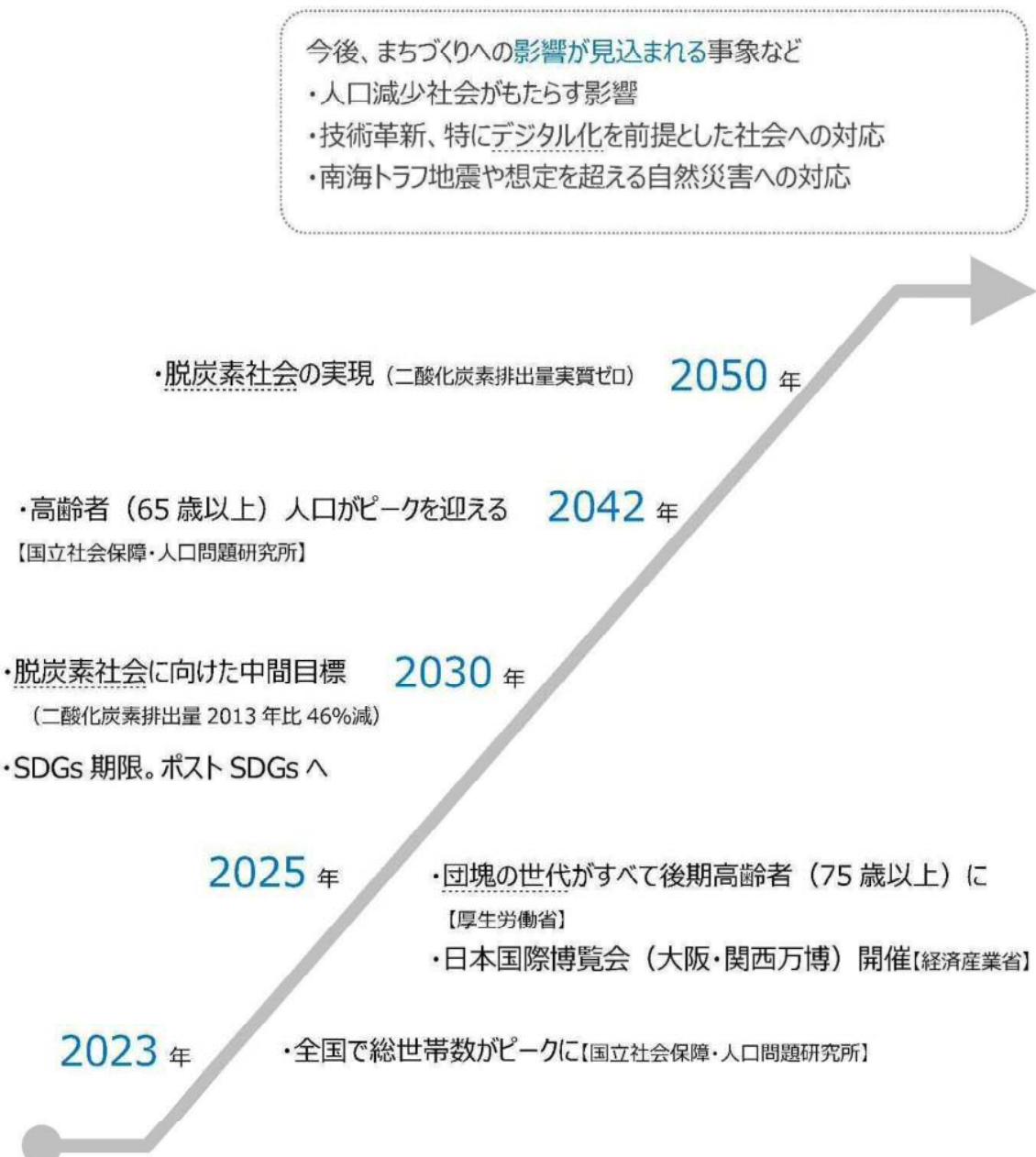


図 2-2 社会潮流の変化(第 6 次尼崎市総合計画(答申))

(3) 上位計画の改定

▶ 令和4年度中に策定予定の「第6次尼崎市総合計画」や、令和5年度中に策定予定の「尼崎市都市計画マスタープラン」及び「尼崎市立地適正化計画」と整合を図る必要があります。

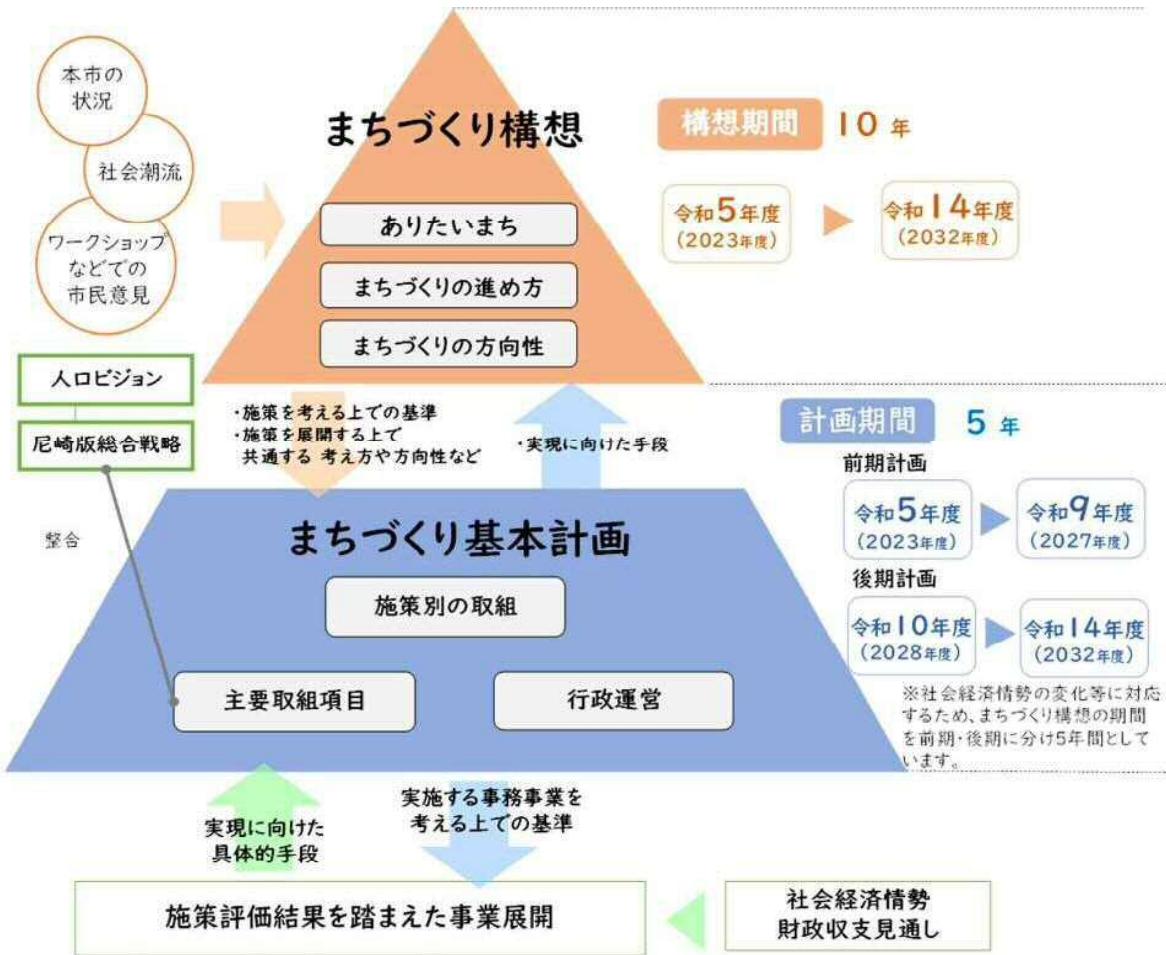


図 2-3 第6次尼崎市総合計画(答申案)の構成

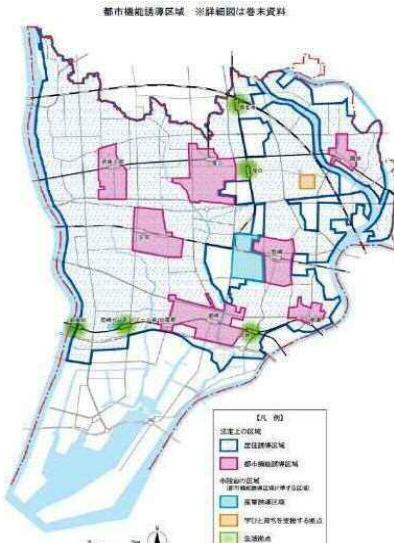
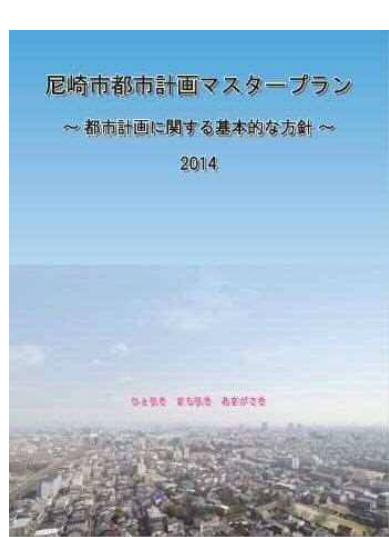


図 2-4 尼崎市都市計画マスタープラン(H26 策定)、尼崎市立地適正化(H29 策定)

(4) 本市の人口動態

ア 本市の人口動向

- 昭和46年（1971年）をピークに、その後、減少傾向が続いています。
- 近年、住宅供給などにより、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が2016年（平成28年）以降、5年連続で継続するなど、改善傾向にあります。
- しかしながら、少子化・高齢化に伴う人口減少がさらに進むことが見込まれます。



図2-5 本市の総人口の推移（第6次尼崎市総合計画(答申案)）

イ 行政区域ごとの人口推移

- 北部地域（武庫、立花、園田の3地区）は、昭和35年（1960年）から昭和55年（1980年）の間で人口が大幅に増加し、その後、現在までの人口は横ばい傾向です。
- 一方、南部地域（大庄、中央、小田の3地区）は、人口が減少傾向が続いています。

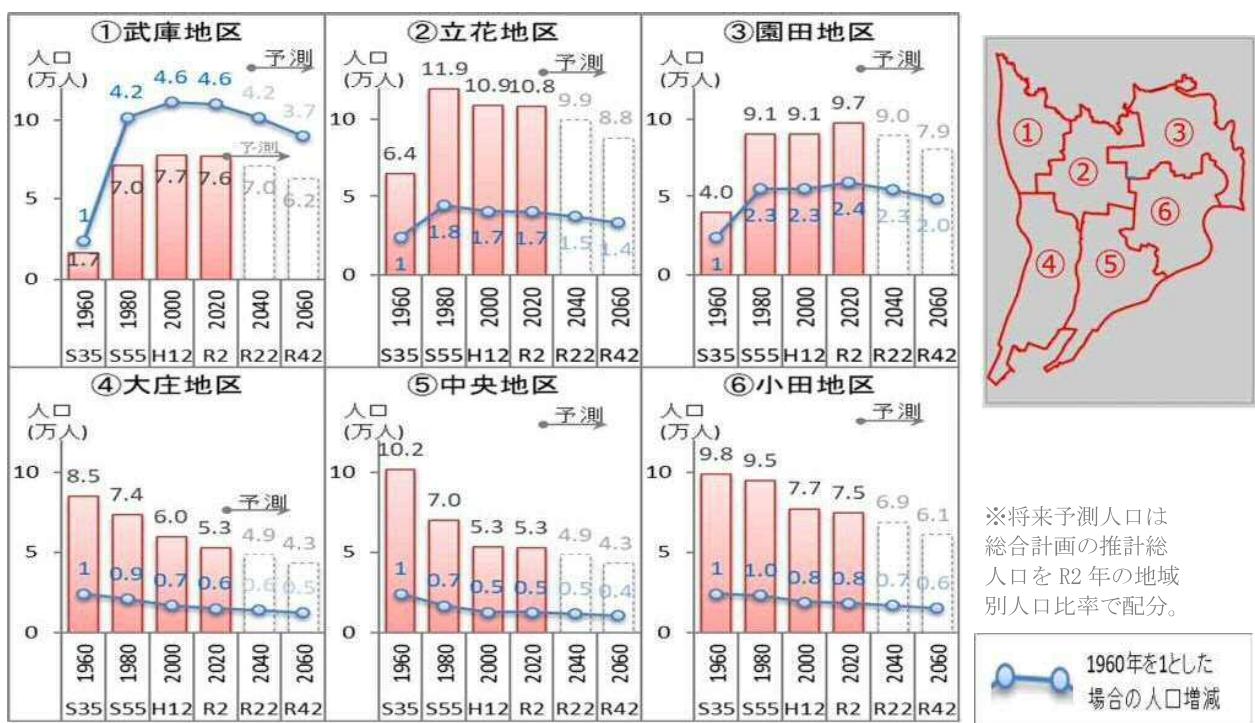


図2-6 行政区ごとの人口推移

ウ 本市の居住意向

▶ 本市の治安が大幅に改善していることを追い風として、居住継続に前向きな市民の割合が高まりつつあるなか、市民ニーズに柔軟に対応するとともに、効果的な情報発信が求められています。

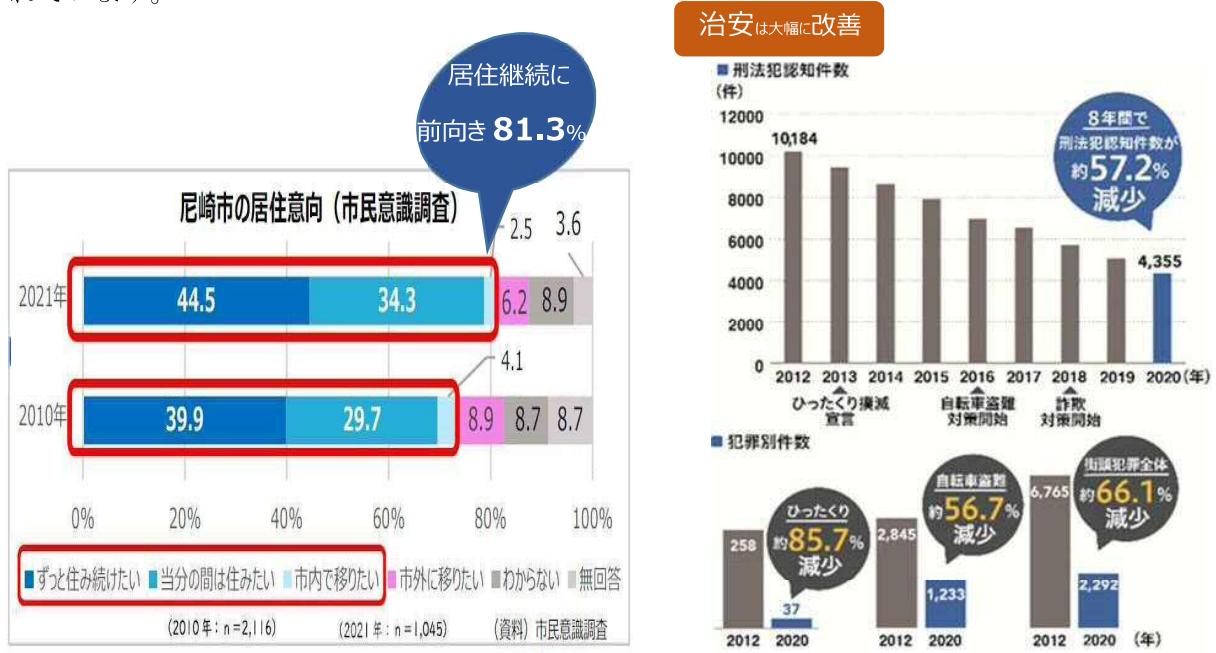


図 2-7 本市の居住意向（第 6 次尼崎市総合計画(答申案)）

エ ファミリー世帯の転出超過傾向

▶ 本市は、20 歳代を中心とした若年層においては毎年大幅な転入超過が継続しています。一方で、0 歳から 4 歳と 30 歳代後半が大幅に転出超過になっており、ファミリー世帯の転出超過が課題です。

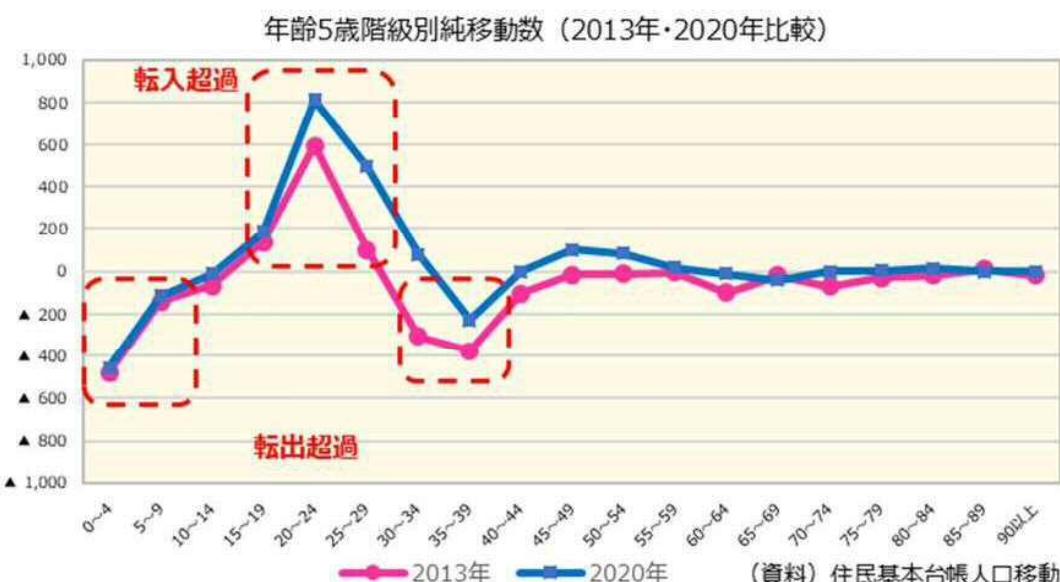


図 2-8 本市の転入・転出状況（第 6 次尼崎市総合計画(答申案)）

3 本市の緑を取り巻く現状と課題

(1) 本市の緑の沿革

ア 本市周辺の地勢

- 本市は猪名川と武庫川の沖積による平たんで利用しやすい土地柄から、近代は産業の発展に伴い、都市化が著しく進みました。
- 山や林などのまとまった緑はほとんどなく、ほぼ全域が市街化されているため、公園の整備や開発事業に伴う緑地の整備などにより、新たな緑の創出に取り組んできました。



図 3-1 本市周辺の地勢

イ みどりに関する計画の変遷

- 本市は、市制施行 50 周年を機に制定した尼崎市民憲章を礎として、昭和 40 年代から緑化事業を展開し、緑を「つくる」ことに努めてきました（量の拡大）。
- 平成 11 年（1999 年）には、「緑の基本計画」（初版）を策定し、「水とみどり そして 人が輝くまち あまがさき」をキャッチフレーズに、緑化事業を実施してきました。
- また、平成 26 年（2014 年）に改定した現行計画では、市民・事業者と協働で「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」ことにより、「緑の質を高める」計画へと転換し、魅力ある緑のまちづくりの取組みを進めています（質の向上）。
- 本計画では、これまでの取組みを評価・検証したうえで、緑の質を向上させる取組みを推進していく必要があります。



図 3-2 計画の変遷

(2) 都市公園について

ア 都市公園の状況

▶著しい工業発展の一方で、緑空間が少なかった本市では、1970年代の高度経済成長期に都市公園を多く整備してきました。その結果、公園数が急増し、現在は約350箇所の都市公園が整備されています。

▶また、現行計画で目標としていた都市公園面積は、下図のとおり、すでに目標を達成しています。



図3-3 都市公園数の推移

計画策定時 (平成25年度)	目標 (令和5年度)	実績 (令和3年度)
191.7 ha	➡ 205 ha	206 ha【達成】

図3-4 都市公園面積の目標

イ 市民1人当たりの都市公園面積

▶尼崎市都市公園条例で都市公園の整備基準を「市民1人当たり5m²」と規定していますが、現時点では基準に達していません。

▶しかしながら、右図のとおり、近隣の市街化された都市と比較しても本市の都市公園面積は低い水準にはありません。

▶新たな公園を整備していくことは、用地確保が難しく財政的にも厳しい状況にあるため、今後は、現在ある公園に対する市民ニーズを的確に把握し、利活用の促進につながるよう再整備するなどについて、取り組んでいく必要があります。



図3-5 市民1人当たりの都市公園面積の比較

ウ 都市公園の再整備と維持管理について

- ▶ 本市の都市公園の約6割が整備後40年以上経過しており、古い公園では子どもの遊びを中心とした整備を行ってきましたが、イベント等の地域活動の場や高齢者による健康づくりの場として利用するなど、公園の利活用に変化が生じています。
- ▶ また、個別の公園を維持管理面からみると、公園の利用や管理に関する市民からの様々な要望に日々対応していますが、抜本的に公園全体を再整備するのではなく、日常的な修繕で延命化対応しているケースが多く、維持管理に多くの労力を要しています。
- ▶ 今後、限られた予算で最大限の効果を得ていくために、公園の機能や市民ニーズを踏まえて、公園の再整備や公園施設の長寿命化を踏まえた更新に関する方針を定め、優先順位を設定するなど計画的に実施していくことが必要です。

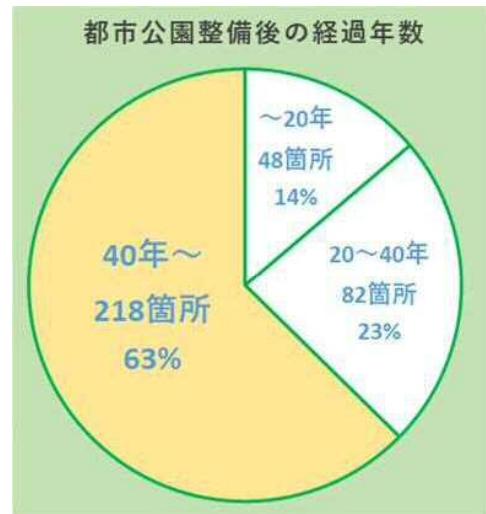


図3-6 都市公園整備後の経過年数

エ 都市公園の利用状況の変化について

- ▶ 公園内行為（公園内でイベントなどを開催する場合に手続きが必要なもの）の許可件数を、平成29年度と令和3年度で比較すると、「路上ライブ、街頭演説、撮影・ロケ」の件数が増加している一方で、「地域イベント、盆踊り」など、近隣住民による公園利用の件数が減少しています（右図）。
- ▶ これらの公園利用状況の変化は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止によって生じた、外出自粛やソーシャルディスタンスの確保などの行動変容が少なからず影響していると考えられます。
- ▶ 今後は、都市公園をより使いこなすため、市民が「公園に行きたい」、「公園を使いたい」と思ってもらえる公園づくりが必要です。

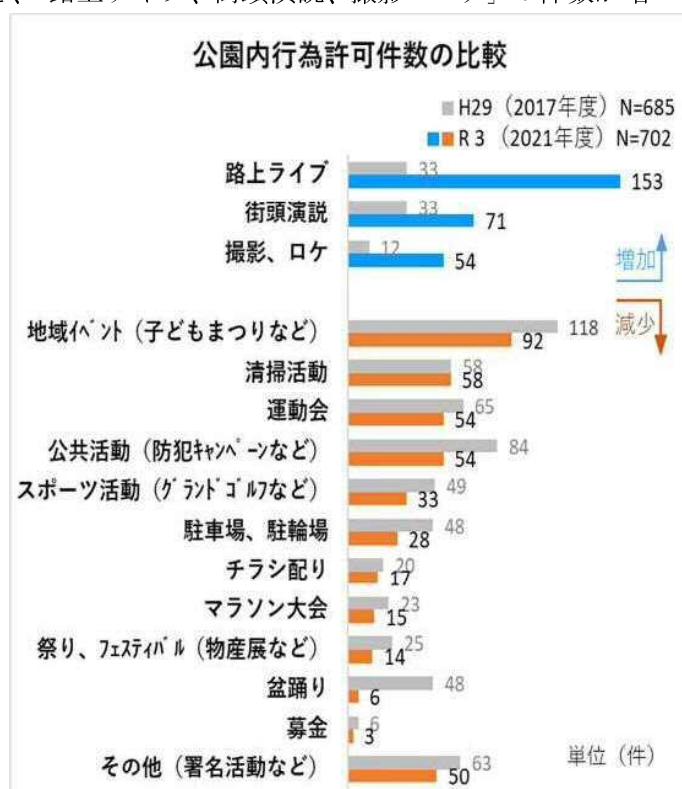


図3-7 公園内行為許可件数の比較

才 遊具更新の取組み

- 本市の都市公園内遊具の約6割が、整備後30年以上経過しています。
- このため、本市では平成27年度（2015年度）に、公園整備後30年以上経過した都市公園93公園を対象とした「公園施設（遊具）長寿命化計画」を策定し、遊具の老朽化状況に応じた更新を行っています。
- また、令和3年度（2022年度）には、遊具を有するすべての公園（277公園）を対象として改訂を行い、遊具の更新に取り組んでいます。



図3-8 都市公園内遊具の経過年数

【公園施設（遊具）長寿命化計画の概要】

事業期間：10年（令和4～令和13）

対象施設：遊具を有するすべての都市公園277公園(2,072基)

- なお、本市では都市公園全体の約8割の公園に遊具を設置していますが、遊具を更新する際には、市民ニーズに合った遊具について検証したうえで設置していくことが必要です。

(3) 街路樹について

ア 街路樹本数の推移

- 本市では、公害問題が顕在化した 1970 年代に「緑を育てる尼崎」を市政の重点施策に位置づけ、街路樹を多く植えてきた結果、現在の市内における街路樹本数は約 13,000 本になっています（右図）。
- これらの街路樹の存在によって、緑豊かな景観をもつ街並みが形成された一方で、落葉清掃や根上がりによる舗装のがたつきのほか、街路樹によって歩道の幅が狭くなるなど、様々な課題も発生しています。
- また、植えてからかなりの年数が経過していることから、樹木の巨大化や過密化が進んでおり、近年は台風等による倒木の被害が多くみられています。
- これらを踏まえ、緑豊かな景観の形成など、街路樹の長所を活かしつつも、個々の樹木の老朽化状況に応じた適切な管理を行い、本市にとって最適な「街路樹のあり方」の方向性について検討する必要があります。

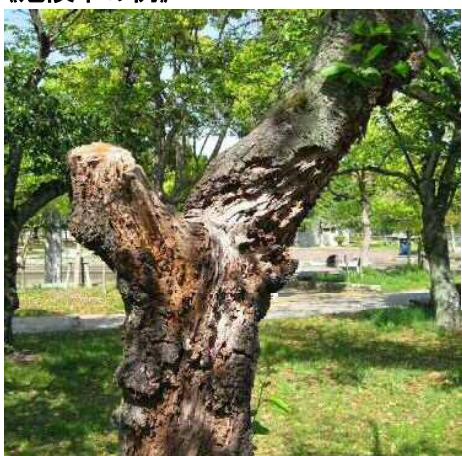


図 3-9 街路樹本数の比較

イ 危険木撤去の取組み

- 倒木被害や樹木を起因とした事故等を未然に防止するため、都市公園や街路などの樹木を対象に、枯死している樹木や腐食や空洞のある樹木などの「危険木」に関する調査を令和2年度から令和3年度にかけて実施しました。
- その結果、約 3,318 本の危険木を確認したため、令和 6 年度までに危険木の撤去を行うこととしています。

《危険木の例》



(4) その他

ア 開発事業等に伴う緑化の推進

① 工場緑化

- 「尼崎市の環境をまもる条例」に基づき、1万m²以上の敷地を有する工場には、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。
- 本市は1970年代以降から、企業と協定を締結し、工場緑化に努めてきました結果、1982年には当時の全ての工場で10%の緑地が整備され、現時点では約57万m²の緑地が創出されました。

② 開発事業緑化

- 「尼崎市住環境整備条例」に基づき、500m²以上の建築物等の開発事業を行う際は、敷地の5%以上の緑化を義務付けています。
- この取組みにより、現時点では約34万m²の緑地が創出されてきました。
- しかしながら、現制度による拘束力は弱く、緑化を維持・継続していくための新たな取組みが必要です。



図3-10 開発事業に伴う緑化の推移（尼崎市緑化事業報告書）

【沿道部等の緑化推進による景観誘導について】

- 建築物等の開発事業緑化の際に、開発者側が「沿道部」や「敷地角」を緑化した場合には、実際の面積よりも割増した面積を緑化面積とみなすことができる技術基準を設けており、「景観に配慮したまちづくり」を進める取組みを進めています。



図3-11 沿道部等の緑化推進の概念図

イ 地域の担い手の減少

▶ 緑に関する活動に市民や市民活動団体、事業者との取組みが盛んである一方で、単身世帯の増加やボランティアの高齢化、地域活動の選択の幅が広がっていることなどによって、今後、地域の担い手の人材確保が困難になっていくと考えられます。

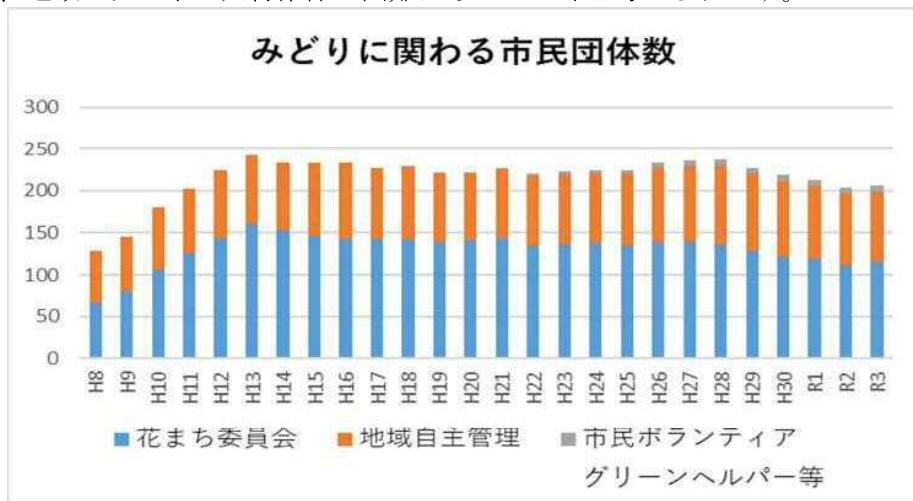


図 3-12 みどりに関わる市民団体数（尼崎市緑化事業報告書）

【市民活動団体の概要】

● 尼崎花のまち委員会

街なみ景観の美化向上を図るために、花づくりのグループを作って、種から花を育て、公園や道路、駅前など、多くの人の目を楽しませる場所に市民自らの手によって花を飾っています。



飾られた花の様子（北雁替公園）

● 地域自ら管理

身近な公園をそれぞれの地域住民の自主的な参加のもと、より良い状態で維持するため、地域住民によって組織された団体に維持管理業務（清掃、除草、かん水等）を委託しています。



地域自ら管理によって管理されている公園

● 市民ボランティア

緑化普及啓発の場などの緑の拠点となる公園において、市民ボランティアグループが緑化公園協会などと連携しながら、各公園の特色に応じた植物の管理などをを行っています。



尼崎市都市緑化植物園グリーンヘルパー

4 改定の視点（目指すべき方向性）

- ▶ 緑の基本計画は第6次尼崎市総合計画の部門別計画であることから、総合計画の「5つのありたいまち」に即した緑のまちづくりに関する将来像を示すこととします。
- ▶ 現行計画で掲げている「緑の質を高める」という考え方を継続し、新たに「公園・緑地の利活用の促進や整備・維持管理の方針」及び「今後の街路樹のあり方」についても方向性を示します。
- ▶ 計画内容が市民に浸透するように、視覚的にわかりやすく印象に残るよう表現を工夫とともに、本編では施策に関することを重点的に記載するなど、市民が手に取りやすくなるよう構成を工夫します。

■ ありたいまち

まちに望む姿は人それぞれ異なります。
だから、本市がめざすまちの姿は、わたしたちそれが「こうありたい」と思う姿としています。

ひと咲き まち咲き あまがさき

尼崎で、人々が、まちが、花を咲かせ、実を結び、種を残し、
また次の花を咲かせていく。

そんな「ひと咲き まち咲き あまがさき」を構成する5つのありたいようす

『みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ』（シチズンシップ・シビックプライド）

なりたい自分に向けたきっかけにあふれている尼崎。
わたしたちが変わればまちが変わる。わたしたちのチカラは、きっとまちを動かす大きなチカラになる。

『ほつとかない。だれも、なにも』（社会的包摶・多様性）

さまざまな人を受け入れてきた尼崎。
その懐の深さといい意味でのお節介なこのまちは、きっとありのままの自分でいられる場所になる。

『きり拓く。ひと、しごと』（産業・活力）

産業のまちとして発展してきた尼崎。
このまちが持つ創り出すチカラ、そしてそれを生かす人のチカラで、まちが、人が、もっと元気に。

『たかまる。便利でご機嫌な暮らし』（利便性・都市機能）

都市機能が充実し、便利で快適な生活ができる尼崎。
このまちでのくらしは、人生がもっと楽しくなる。

『ひろげる。一歩先の選択肢』（持続可能性）

たくさんの課題に向き合ってきた尼崎。
このまちが歩む持続可能なまちづくりは、きっと未来につながっている。

尼崎の個性や、魅力があふれるまちの姿

尼崎らしさ、過去から受け継がれてきたもの、現状や将来課題を踏まえ、市民とのワークショップなどの意見を集約

ありたい未来の姿

人と企業が
挑戦し続けられる

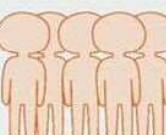
住み慣れた地域で何歳に
なっても安心した生活が送れる

つながりを生かして
地域が活性化している

安全・安心を実感して
生活が送れる

まち全体で学びと活動の参
加者の裾野が広がっている

誰もが住みやすい



災害に強い

さまざまな家庭環境でも

すべての子どもが夢を持てる

まちへの誇りを持ち、
誰かに自慢したくなる

2050年に
脱炭素社会が実現

図 4-1 第6次尼崎市総合計画における5つのありたい姿

(1) 公園・緑地の利活用の促進

- 市民が使える緑（健康、教育、レクリエーション、景観、防災）→グリーンインフラ
- 公共空間（道路・施設など）の活用
- 駅周辺のにぎわい空間の創出
- 市民や事業者との協働
- 地域活動の推進、拡大
- 新たな利用者層の呼び込み
- コロナによる新生活様式への対応



マルシェイベント（橋公園）

(2) 公園・緑地の整備・維持管理の方針

- 魅力的な景観形成
- ユニバーサルデザインの推進（公共空間・都市施設などのバリアフリー化）
- 頻発・激甚化する災害への対応（雨水貯留など）
- 誰もが一緒に楽しめる公園づくり（インクルーシブ遊具など）



インクルーシブ遊具

(3) 今後の街路樹のあり方の方向性

- 幹線道路の街路樹管理
- 樹種の改善
- 配置間隔の検証



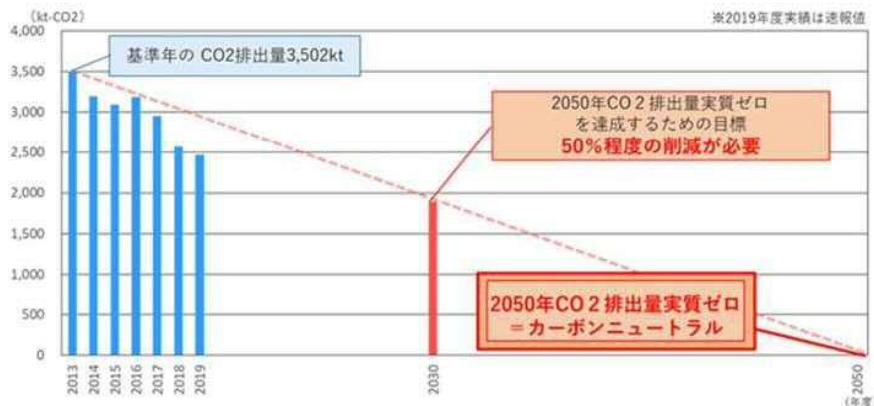
街路樹の根上がり



街路樹の隣地への越境

(4) その他

- 自然環境の保全
- 持続可能な社会への対応
- 脱炭素社会に向けた取組み



尼崎市気候非常事態行動宣言における目標

尼崎市緑の基本計画 アンケート概要

1 目的

緑の基本計画の改定にあたり、市民の意向が十分反映されたものとするため、広義の意味での緑（公園緑地、緑化活動、水辺、農地等含む）について、市民が本市の現状の緑に対して抱いている意識や今後の緑づくりに対する意向を把握する。

2 質問事項

現行の緑の基本計画が緑の量から質に転換していることから、質問事項は緑の質の向上に係る内容を中心とする。

合わせて、今回の改定に向けて、公園・緑地の利活用の促進や整備・維持管理の方針および今後の街路樹のあり方に焦点を当てることから、これに係る事項を加える。

- ・公園の利活用等に対する評価とニーズ
- ・公園樹や街路樹に対する評価とニーズ
- ・緑に対する評価とニーズ
- ・緑化普及啓発の評価とニーズ 等

なお、計画策定時など過去に3回、同様のアンケートを実施しており、アンケート質問項目の比較については別紙のとおりである。

3 実施方法

- ・実施時期：令和4年7～8月予定
- ・調査対象者：尼崎市在住の18歳以上の市民2,000人
年代別、地区別に分け、住民基本台帳より無作為抽出
- ・目標標本数（有効回収率）：600人（30%）（前回調査の実績を参考）
- ・調査方法：郵送による配布・回収
若い年齢層の回答率向上のため、QRコードを利用したweb回答も用意

尼崎市緑の基本計画に係る市民アンケート調査 調査票

◇特に指定のあるもの以外は、あてはまる番号 1 つに○印をつけてください。

尼崎市の公園についてお聞かせください

問1 尼崎市の公園・緑地（河川敷の緑地も含む）はどのくらい利用していますか？

- | | | | | |
|--------|----------|--------|--------|---------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週に2~3回 | 3 週に1回 | 4 月に1回 | 5 利用しない |
|--------|----------|--------|--------|---------|
- ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
問2へ 問2へ 問2へ 問2へ 問4へ

問2 どこの公園をよく利用しますか？また、遠くても利用する公園はありますか？それぞれ1つずつ公園名をご記入ください。（利用している公園がない場合、ご記入は不要です。）

よく利用する公園

遠くても利用する公園

問3 問2でご記入いただいた公園について、【利用する理由】、【利用する目的】、【利用で困っていること】はどのようなことですか？以下のA、B、Cの選択肢から当てはまる項目の番号をそれぞれご記入ください。（それぞれ3つまで選択可）

【よく利用する公園】

理由	目的	困っていること
（A から選択）	（B から選択）	（C から選択）

【遠くても利用する公園】

理由	目的	困っていること
（A から選択）	（B から選択）	（C から選択）

A 【理由】

- | | | | |
|---------|-------|-------|----------|
| 1 広さ | 2 近さ | 3 快適さ | 4 自然・景色 |
| 5 安全・安心 | 6 清潔さ | 7 施設 | 8 その他（ ） |

B 【目的】

- | | | |
|-------------|-----------------|--------------|
| 1 休息・リフレッシュ | 2 ウォーキング・ジョギング | 3 子や孫を遊ばせる |
| 4 自然や景色を楽しむ | 5 公園の清掃や花づくり | 6 地域の交流・イベント |
| 7 ペットの散歩 | 8 グラウンドゴルフなどの活動 | 9 移動による立ち寄り |
| 10 その他（ ） | | |

C 【困っていること】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 ボール遊びや犬の散歩、ゴミのポイ捨て | 2 ゴミや落葉の清掃ができない |
| などの利用マナー | |
| 3 除草や樹木の剪定ができない | 4 施設の老朽化 |
| 5 小さな子供が遊べる遊具がない | 6 防犯上の不安がある |
| 7 喫煙している人がいる | 8 早朝・深夜の騒音 |
| 9 近くに公園がない | 10 特にない |
| 11 その他（ ） | |

→ 問5へ

問4 問1で「5 利用しない」と答えた方にお聞きします。公園を利用しないのはどのような理由ですか？

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1 特にやりたいことがない | 2 公園に行く時間がない | 3 子どもが大きくなった |
| 4 魅力ある公園がない | 5 利用したい施設がない | 6 防犯上の不安がある |
| 7 近くに公園がない | 8 その他（ ） | |

問5 公園に関する取組で今後期待するものはどのようなことですか？（3つまで選択可）

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 1 休憩をしやすくする | 2 季節の花などを楽しめる |
| 3 古くなった施設を新しくする | 4 大きな遊具を整備する |
| 5 健康遊具などを設置する | 6 幼児向けの遊具を設置する |
| 7 障害の有無に関わらずみんなが楽しめる | 8 自由にボール遊びができる |
| 9 木登り、水遊びなど子供が自由な遊びができる | 10 公園内の禁止事項（スケボー、花火、犬の放し飼いなど）ができる |
| 11 防災機能を充実させる | 12 見通しの確保など防犯性を高める |
| 13 カフェや物品の販売などでぎわう | 14 野菜や果樹などが栽培できる |
| 15 維持管理（清掃・除草など）を充実させる | 16 その他（ ） |

問6 尼崎市にある公園についてどう思いますか？

- | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|
| 1 満足 | 2 やや満足 | 3 普通 | 4 やや不満 | 5 不満 |
|------|--------|------|--------|------|

問7 公園はあらゆる人が利用できるように作られていますが、「幼児向け」、「高齢者向け」、「ボール遊びができる」など、それぞれの利用目的に合わせた特色のある公園づくりについてどう思いますか？

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 良い | 2 どちらかというと良い |
| 3 どちらかというと良くない | 4 良くない |



問8 地域にある公園の利用ルールを、地域住民で考えて運用していくことについてどう思いますか？

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 良い | 2 どちらかというと良い |
| 3 どちらかというと良くない | 4 良くない |

問9 地域で公園の利用ルールを考える場があれば参加したいと思いますか？

- | | |
|---------|-----------|
| 1 参加したい | 2 参加したくない |
|---------|-----------|

尼崎市にある樹木についてお聞かせください

問10 公園・緑地の樹木について、良いと感じることは何ですか？（3つまで選択可）

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 1 景観が美しい | 2 風格・歴史を感じる |
| 3 新緑や花、紅葉など季節を感じる | 4 夏に木陰ができるて涼しい |
| 5 火災時の延焼防止など防災機能がある | 6 ヒートアイランド現象緩和や騒音防止、大気浄化など都市環境を改善する |
| 7 生物（鳥や虫）の生息空間となっている | 8 その他（ ） |

問11 公園・緑地の樹木について、悪いと感じることは何ですか？（3つまで選択可）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 樹木が生い茂り、見通しが悪い | 2 公園灯の光を遮って周囲が暗い |
| 3 新緑や花、紅葉による季節感を感じられない | 4 高木の剪定で、枝を切りすぎている |
| 5 高木の剪定が不十分で、枝が伸びすぎている | 6 倒れそうで、危険を感じる |
| 7 木の根で段差ができている | 8 落葉が大量にある |
| 9 毛虫などの虫が発生して困る | 10 その他（ ） |

問12 公園・緑地の樹木についてどう思いますか？

- | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|
| 1 満足 | 2 やや満足 | 3 普通 | 4 やや不満 | 5 不満 |
|------|--------|------|--------|------|

問 13 街路樹について、良いと感じることは何ですか？（3つまで選択可）

- | | |
|----------------------|--|
| 1 景観が美しい | 2 風格・歴史を感じる |
| 3 新緑や花、紅葉などの季節を感じる | 4 夏に木陰ができるて涼しい |
| 5 自動車と歩行者が分離されて安心できる | 6 火災時の延焼防止など防災機能がある |
| 7 生物（鳥や虫）の生息空間となっている | 8 ヒートアイランド現象緩和や騒音防止、
9 その他（ ） 大気浄化など都市環境を改善する |

問 14 街路樹について、悪いと感じることは何ですか？（3つまで選択可）

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 信号や標識、歩行者を隠し見通しが悪い | 2 街灯の光を遮って周囲が暗い |
| 3 新緑や花、紅葉による季節感を感じられない | 4 高木の剪定で、枝を切りすぎている |
| 5 高木の剪定が不十分で、枝が伸びすぎている | 6 狹い歩道に大きな木があり、歩きにくい |
| 7 車両の出し入れがしにくい | 8 倒れそうで、危険を感じる |
| 9 木の根で歩道に段差ができる | 10 落葉が大量にある |
| 11 毛虫などの虫が発生して困る | 12 その他（ ） |

問 15 街路樹についてどう思いますか？

- | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|
| 1 満足 | 2 やや満足 | 3 普通 | 4 やや不満 | 5 不満 |
|------|--------|------|--------|------|

問 16 老朽化した樹木や危険な樹木について、どうしたら良いと思いますか？

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 伐採後、新たに樹木を植える | 2 伐採後、数を減らして樹木を植える |
| 3 伐採後、樹木を植えない | 4 できるだけ伐採せずに治療を行う |
| 5 その他（ ） | |

尼崎市の緑についてお聞かせください

◇「緑」とは、樹木や草花などの植物に加え、公園、広場、農地、樹林地、河川、宅地、企業地などにある緑被地、水面、裸地などを含めた緑空間全体を指します。

問 17 日常生活で緑を感じる場所はどこですか？（3つまで選択可）

- | | | | | |
|-----------|---------|---------|-------|-----------|
| 1 公園 | 2 街路樹 | 3 河川・運河 | 4 住宅地 | 5 工場・商業施設 |
| 6 田畠 | 7 神社・仏閣 | 8 自然林 | 9 学校 | 10 公共公益施設 |
| 11 その他（ ） | | | | |

問 18 どのような緑を守る必要があると思いますか？（3つまで選択可）

- | | | | | |
|-----------|---------|---------|-------|-----------|
| 1 公園 | 2 街路樹 | 3 河川・運河 | 4 住宅地 | 5 工場・商業施設 |
| 6 田畠 | 7 神社・仏閣 | 8 自然林 | 9 学校 | 10 公共公益施設 |
| 11 その他（ ） | | | | |

問 19 緑に対して今後どのような機能を望みますか？（3つまで選択可）

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 1 環境保全 | 2 生物多様性 | 3 気候緩和 |
| 4 防災 | 5 景観形成 | 6 季節感 |
| 7 レクリエーション | 8 健康づくり | 9 その他（ ） |

問 20 尼崎市全体の緑について、どう思いますか

- | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|
| 1 満足 | 2 やや満足 | 3 普通 | 4 やや不満 | 5 不満 |
|------|--------|------|--------|------|

問 21 お住まいの地域（徒歩で活動できる範囲）の緑についてどう思いますか？

- | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|
| 1 満足 | 2 やや満足 | 3 普通 | 4 やや不満 | 5 不満 |
|------|--------|------|--------|------|

問 22 あなたと緑との関わりについて、あなたが現在やっていること、または、今はやっていないがこれからやってみたいことがあれば、いずれかに○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------------------|------------------|-------------------|
| (1)花づくり運動などの緑化活動 | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (2)自然林の保全活動 | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (3)公園や街路樹の清掃など | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (4)自宅でのガーデニングや緑化など | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (5)SNSなどで緑の情報を発信 | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (5)園芸などの勉強会・講習会への参加 | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (6)公園づくりなどの計画作成への参加 | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (7)市民農園などで農業体験を行う | 1 現在やっている | 2 やってみたい |
| (8)その他やっている活動や、今後やってみたい活動があればご記入ください。 | [やっている活動]
() | [やってみたい活動]
() |

問 23 あなたが緑と関わる上で、市に特に支援してほしいことは何ですか。(3つまで選択可)

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 活動の助言や指導を行う専門家の派遣(人的支援) | 2 活動場所の提供や道具の貸し出し(物的支援) |
| 3 助成などの経済的な支援 | 4 講習会や勉強会などの開催(技術的支援) |
| 5 制度や活動などの情報提供 | 6 仲間づくりなどの仲介・調整支援 |
| 7 市の支援は必要ない(自主的に活動する) | 8 緑との関わりに興味はない |
| 9 その他 () | |

問 24 市や尼崎緑化公園協会が行っている緑化の講習会や展示会、緑の相談などの緑化普及や緑や花、公園に関する情報発信についてどう思いますか？

- | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|
| 1 満足 | 2 やや満足 | 3 普通 | 4 やや不満 | 5 不満 |
|------|--------|------|--------|------|

あなたご自身やご家族についてお聞かせください

問 25 あなたのお住まいは？(□の中にご記入ください)

尼崎市 丁目 (記入例：尼崎市東七松町 1丁目)

問 26 あなたの年齢は？

- | | | |
|-----------|--------|---------|
| 1 10~20歳代 | 2 30歳代 | 3 40歳代 |
| 4 50歳代 | 5 60歳代 | 6 70歳以上 |



問 27 あなたの職業は？

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| 1 フルタイム勤務 | 2 パート・アルバイト | 3 自営業・自由業 |
| 4 学生 | 5 家事専業 | 6 無職(求職中も含む) |
| 7 その他 () | | |

問 28 あなたと一緒に住んでいる人は？

- | | | | | |
|---------|---------|-------------|-------|-----|
| 1 夫・妻 | 2 子ども | 3 親 | 4 祖父母 | 5 孫 |
| 6 兄弟・姉妹 | 7 一人暮らし | 8 その他 (具体的) | | |

その他、ご意見があればご記入ください

[]

この調査票を返信用封筒に入れて**8月〇〇日(〇)**までに郵便ポストに投函お願いします。